

# 行政改革プランに関する提言

平成25年3月

北栄町行政改革審議会



## 1. はじめに

この提言は、平成24年8月30日に北栄町長より、「平成22年1月に『北栄町まちづくりビジョン』を策定し、また平成19年1月に策定した『北栄町行政改革プラン（第1期）』を平成23年に第2期プランへと移行したところであるが、世の中の情勢、状況が変化していることから、再度、行政改革審議会による審議をお願いしたい。」との諮問を受け、10人の委員により、6回の審議会を経て、取りまとめを行ったものです。

地方分権が進められている現状において、地方自治体である町では自主・自立をめざし、生き生きとした住民主体のまちづくりに向けて様々な取り組みが行われています。一方、町は、国、県、及びその他様々な公共サービスに関わる団体の一つであり、住民生活に資する公共サービスについては、それぞれの組織で役割分担をした上で多様な取り組みを行なっている状況があります。また、町の方向性に大きな影響を与える国・県の方針なども国際情勢や国内の諸問題により、時に応じて修正、変化する状況もあります。

このような中、町にできることに限りはあるものの、町は、住民に最も近い基礎自治体であり地方自治の一番の担い手として、住民とともにその地域の特性を生かしたまちづくりを進めることが可能な行政主体であります。

以上のことを踏まえて、行政改革プランの見直しについては、町の方針、まちづくりに向けた取組みの中で「まちづくりビジョン」や「行政改革プラン」などがどういう位置づけにあり、「行政改革プラン」がまちづくりにおいてどう生かされるのかなどに十分な留意をした上で取り組むことが重要と考えます。

「まちづくりビジョン」にある「人と自然が共生し、確かな豊かさを実現するまち」の実現に資すること、町、住民が元気になるためのプランとして生かされるよう検討を進めることを提言します。

審議会でも協議した具体的な内容について、現行の「行政改革プラン」に沿って以下のとおりまとめましたので、プランへの反映をお願いします。

なお、文章はできる限り簡潔にし、わかりやすい表現、表などを使用し、住民の視点を大切にして記述することもお願いします。

## 2. 行政改革の基本理念

### (1) まちづくりについて

望ましいまちづくりは行政改革プランにあるとおり、「住民との協働によるまちづくり」であり、このことを通して地域自らの意志と責任において主体的に決

定する「自主・自立のまちづくり」「住民主体のまち・地域づくり」に取り組んでいくことが必要です。

「住民との協働によるまちづくり」を進める上で重要なことは、公共サービスの実施において、すべて行政と住民とは対等であり、同時に行政、議会、住民、各種団体・企業等にそれぞれの役割、責務があるということを十分に理解し、公共サービスを実施するという観点が必要です。行政が行うべきこと、行政が主導で実施すること（住民が参加）、行政と住民とが対等の立場で行うべきこと（住民との協働）、行政が住民等の活動を援助すること（住民への支援）、住民等が自主的に行うことなど、公共サービスの提供主体を明確にし、実施していくことが求められています。

また、平成22年度に策定された「まちづくりビジョン」についての概要説明及び、それを実現するために「行政改革プラン」をどう見直したかを記述することが必要です。

## （2）行政運営について

行政改革を進める際、政策、施策、事業、業務を効率的な視点から見ただけでなく、行政目的に照らして住民生活にとって有効かどうかという効果の視点からの検討も必要です。効率的な視点のみであれば、必要な行政サービスも廃止することになる可能性があります。効果の検証を行うことでサービスの必要性を吟味し、必要なサービスの優先順位、実施方法について検討することが可能となります。

行政改革を進めるにあたって、限られた財源・人員の中で高度化・多様化する住民ニーズに応えるためには、真に必要な住民ニーズの選別をすることと効果的で効率的な方法で住民ニーズに対応することが必要となります。そのため必要な公共サービスを行うには行政、議会、住民、各種団体、企業等が、それぞれの役割、責務を果たすことで実施していくことも求められています。

## （3）情報公開について

行政運営は、住民が行政の行っていることをいつでも知り、わかるということを前提に行われるべきものです。情報公開と住民への説明責任は非常に大切だという姿勢が丁寧に記述されるべきです。

## 3. 「行政改革の視点」について

「①住民—住民との協働によるまちづくり」は、町・地域などで住民がどう地

域社会に参画するかということが最も重要な課題であり、この問題に対して行政がどう関わるかという観点から検討すべき内容です。また「②業務運営—業務運営の見直し」「③人材・組織—人材の育成と組織機構の整備」「④財政—持続可能な財政基盤の確立」については、住民の参画を得て行政が主体的に行うべき内容です。以上の点をどう押さえて具体的に行政改革を進めるかをよりわかりやすく説明することが、「基本理念」「行政改革の視点」において必要です。

#### 4. 「具体的な方策一覧」について

行政改革プランが平成19年度に策定され、2期目を迎えているということですが、それぞれの視点で取り組まれてきた項目の内、達成しているものと継続中のもの、できなかったものについて、経過のわかりやすい記述が必要です。

また、目的、改革の視点と取組項目のつながりが、よりわかりやすく記述されることが望ましいと考えます。

##### (1) 住民 — 住民との協働によるまちづくり

###### 《主な論点》

- ・「町民がまちづくりの主役であるというのが自治の原点」とあり、「協働」を進める仕組みや住民参画の手続きとして「自治基本条例や住民投票条例等の施行」を進められていますが、さらに、地域社会に個人（住民）がどう参加できるのか、自治会や様々な団体がどう参加するのかという具体的な仕組みづくりについてより積極的に記述すること
- ・「協働」の意味を町全体で共通理解されるよう明らかにし、よりわかりやすく記述をすること
- ・情報公開は、「住民主体のまちづくり」「自主・自立のまちづくり」の実現に欠かせない重要な取組みであるため、住民全体に情報が届くことを前提に幅広い伝達手段を活用すること。また、情報の早期周知、わかりやすい情報提供に取り組むなど充実した体制を整えること
- ・町民と行政との間で意識や認識にずれが生じる場合が見受けられるため、相互理解と信頼関係の醸成に積極的に取り組むことが必要である

## 《各 論》

### ①仕組みづくり

- ・男女共同参画
  - ・「住民主体のまちづくり」の実現に向けた住民参画の仕組みづくりの一つとして男女共同参画の位置づけを明確にすること
  - ・家庭・地域における男女共同参画の浸透を最重要課題として取組むこと
    - \*家庭・地域における役割分担及び意識の柔軟化への取組みを行うこと
    - \*男女共同参画に係る講演会・研修・啓発等への男性の参加促進を図ること
    - \*行政以外で自主的な運営をしている組織・団体の役員構成比の把握などに努めること

### ②自治会等との連携

- ・自主的な活動を行う自治会、NPO団体、サークルなど各種団体の目的・役割を踏まえ、連携・協力・支援など適切な形で関わること
- ・連携・協力をより充実するための「協働」「参加」「支援」の関係に基づいた事業やプランの企画・立案を行うこと
- ・「協働」「参加」「支援」の考え方に対する相互理解の促進を図ること
- ・まちづくりに主体的に関われる自主的な団体の育成支援を行うこと
- ・職員のボランティア活動への参加などは「人材・組織」で記載すること

### ③情報の提供

- ・ITという表現ではなくICTで統一すること
- ・インターネットでの情報発信において検索されやすい用語を使用すること
- ・観光等の情報発信は、町等が点である観光資源を線・面でつなぎ魅力あるプランとしてPRすること

### ④電子決裁の導入

- ・電子決裁の導入に限らず、電子申請など広くICTを導入した合理化、効率化、迅速化への対応をより行うこと
- ・事務の効率化等に当たるので「業務の見直し」で記載すること

## (2) 業務運営 — 業務運営の見直し

### 《主な論点》

- ・必要なサービスは続けていくことが前提。どうしたら続けていけるのかというこ

とについて、合理的で妥当な方法を検討することが第一の立場であることへのより明確な記述を行うこと

- ・限られた財源・人員の中で高度化・多様化する住民ニーズに応えるためには、真に必要な住民ニーズを選別し、効果的で効率的な方法で行うことが重要である
- ・サービスを実施する際、適切なサービスの提供主体と最小の負担で最大の効果がある実施方法を検討すること
- ・外部評価と行政内部の自己評価を組み合わせた上で業務の見直しを進めること
- ・合併効果と地域バランスの取れた行政サービスの実現をめざし、重複施設・経費の削減、施設の配置状況、必要なサービスの質の維持などについて考慮すること
- ・住民にとって利用しやすい行政サービスをめざし、多様なサービスの提供、相談しやすい体制・環境に配慮した業務の見直しを行うこと
- ・町全体での行政サービスの実施における、効果的で効率的、そして機動力のある運営と住民生活に資する行政サービスのネットワークの検証を行うこと

## 《各 論》

### ①事務事業の見直し

- ・データに基づいた経費削減について、更なる取組みを行うこと

### ②補助金・負担金の見直し

- ・町単独の補助金・負担金については、総枠での割合による目標を持った管理を行うこと
- ・補助金・負担金については、明確な基準に基づいて行うこと

### ③施設の統廃合

- ・重複施設については、合併効果・将来的な負担抑制効果に基づきサービスの合理的な配分の観点から廃止が原則
- ・存続させる施設については、他市町村等との比較・町面積・地勢も含めた配置バランス、行政サービス状況を考慮した上で判断すること
- ・既存施設の役割・機能を見直し、多様なサービスが提供できる複合施設としての活用を検討すること（北条健康福祉センターなど）
- ・庁舎統合については統合する方向で、北条地区での窓口サービスなどの直接

的なサービスについては提供できる体制を確保した上で検討すること

- ・ 体育館の削減は必要である

#### ④民間委託の検討

- ・ 給食センターについては、安全な食の確保・地産地消を踏まえた検討を行うこと

#### ⑤事業仕分けの実施

- ・ 事業の仕分けについては、第三者が関与した事業等の見直しが必要
- ・ 事業の優先順位設定への取組みを検討すること

### (3) 人材・組織—人材の育成と組織機構の整備

#### 《主な論点》

- ・ 相談しやすく利用しやすい行政サービスを実現するために、職員はその能力の向上と対応の改善につとめること
- ・ 小規模自治体の特性を生かした顔の見える行政と住民との関わり方を検討し、住民の実状を適確に把握し、住民が安心でき、信頼関係・協力関係を構築できる取組みを行うこと
- ・ 行政の第一の仕事は、住民へのサービスの提供であることを踏まえた職員育成を行うこと
- ・ 地方分権の流れ、高度化・多様化する住民ニーズの中、事務量の増加、限られた職員数という現状を踏まえた上で、一人ひとりの能力向上に資する取組み、必要な役割の人材育成、組織力の向上などに対し、更なる充実を図ること
- ・ 事業を中心に関係部署が円滑に関わり、組織的に取組める体制をめざすこと
- ・ 限られた人員の中、住民にとって効果的に行政サービスを提供するよう関係する課・室・担当が、柔軟に連携し、ワンストップ・サービス等をめざした対応を行うこと

#### 《各 論》

##### ①求められる職員像

全ての職員に求められる資質

- ・ 小規模自治体ならではの住民と自治体との近さを踏まえた親近感、信頼関係



を構築すること

- ・相談者に対して担当業務内容、制度等をわかりやすく提案、説明できること
- ・住民と話をする際、的確な要旨把握、意図の聞き取りができること
- ・必要な情報提供、助言の実施により住民生活・活動へ貢献すること
- ・自らの業務だけではなく行政サービスの担い手、地域の一員として自主的で積極的な取組みを行うことが望ましい
- ・事業、イベント、取組みにおける的確な状況判断と機転の効いた対応を行うこと
- ・他の自治体、県、国などからの情報収集と連携した行政運営を行うこと

#### 専門的で高度な資質

- ・法令や財務に精通し、創造的な政策の企画・立案ができること
- ・公共サービスにおける調整能力（コーディネーター・アドバイザー）を身につけること
- ・インターネット、パソコン等の熟知による的確な情報提供・情報発信ができること
- ・地域に責任を持った総合的な行政主体としての運営ができること
- ・地域・人材・財源・情報・施設などを生かすための調整・助言ができること

### （４）財政—持続可能な財政基盤の確立

#### 《主な論点》

- ・歳出削減、歳出抑制についての具体的な取組項目がないことに対して説明を行うこと
- ・町の予算編成は出来る限りオープンにすること
- ・予算は事業ごとの配分が基本（事業におけるコストがわかる予算編成）。決算を踏まえた予算作成を行い、「Plan→Do→Check→Action (PDCA)」を徹底すること
- ・事業、サービスに優先順位をつけた予算の精査、新規事業の内容によっては複数年かけた評価が必要である
- ・財政上の費用対効果の検証には、効率の話ばかりでなく金額に反映されない効果についても考慮すること

- ・歳入については「ちりも積もれば山となる」的な姿勢と不断の努力が重要
- ・収益事業について賛否両論あるが町独自の収入は重要。事業実施する場合は、積極的に町のにぎわいや活性化に結び付けていくこと
- ・財政規律を守った上で、町の個性や魅力が発信でき、住民が元気なまちとなるよう、「まちづくりビジョン」の実現に向けた取組みを行うこと



